

一般名処方加算について

■当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品がある医薬品について、特定の「商品名」ではなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

これにより、医薬品が供給不足の状態であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

■長期収載品の選定療養費について

令和6年10月より、医療上の必要性が認められず、患者様のご希望で「長期収載品」を処方した場合は、選定療養費として後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

現在、当院では選定療養費の徴収は行っておりませんが、一般名処方の推進と適正使用に努めております。

長期収載品とは：後発医薬品がある先発医薬品で、後発品が登場してから5年経過しているものなどの要件を満たす品目です。

対象医薬品：厚生労働省のホームページにて公開されています。